

## 日本行動分析学会論文賞規定

(2002年8月24日制定)

(2006年9月2日改訂)

### 第1条 目的

日本行動分析学会会則第3条に基づき、我が国における行動分析学の優れた研究の促進および活性化を目的として日本行動分析学会論文賞を設ける。

### 第2条 選考対象

(1) 選考の対象は、前回の選考以降に発行された機関誌に掲載されたすべての論文とする。

(2) 基礎、応用、あるいは理論的分析において、さらなる発展へとつながりそうな画期的な研究を対象とする。

### 第3条 選考運営委員

審査に関わる業務を担当する選考運営委員および運営補佐員を常任理事会において定める。

### 第4条 選考委員

選考委員は選考開始時の理事が務める。

### 第5条 選考手続き

(1) 選考は理事改選年度に実施する。

(2) 選考運営委員は候補論文リストおよび投票用紙を作成し、正会員へ送付する。

(3) 正会員は候補論文リストより一論文を選び無記名投票する。選考委員は候補論文リストより一論文を選び、投票理由を明記して記名投票する。

(4) 開票は常任理事会において選考運営委員が厳正に行う。

(5) 理事を除く正会員からの得票は1票1点とする。選考委員からの得票は1票5点とする。得票合計点が最上位の論文を受賞論文とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。

### 第6条 授賞

(1) 理事会は日本行動分析学会総会において受賞者に賞状ならびに賞金を授与する。

(2) 受賞者は日本行動分析学会年次大会において受賞講演を行うこととする。

### 細 則

- (1) 賞金額は5万円とする。同時受賞の場合にはこれを均等に分けるものとする。
- (2) 本規定は3年ごとに見直し、必要に応じて改訂する。
- (3) 選考対象論文に倫理的問題など受賞対象から除外すべき点が判明したさいには、選考委員による合議により、選考対象からはずしたり、授賞を中止したり、取り下げることがある。